

1. 国民健康保険の概要について

(1) 国保と他の医療保険との比較

各保険者の比較

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成31年3月末)	1,716	162	1	1,391	85	47
加入者数 (平成31年3月末)	2,752万人 (1,768万世帯)	274万人	3,940万人 (被保険者2,376万人 被扶養者1,564万人)	2,954万人 (被保険者1,672万人 被扶養者1,282万人)	858万人 (被保険者454万人 被扶養者404万人)	1,772万人
加入者平均年齢 (平成30年度)	53.3歳	39.9歳	37.8歳	35.1歳	32.9歳	82.5歳
加入者一人当たり 医療費(平成30年度)	36.8万円	19.8万円	18.1万円	16.0万円	15.9万円	94.2万円
加入者一人当たり 平均所得(※1) (平成29年度)	88万円 (一世帯当たり) 137万円	393万円 (一世帯当たり(※2)) 773万円	156万円 (一世帯当たり(※3)) 258万円	222万円 (一世帯当たり(※3)) 391万円	245万円 (一世帯当たり(※3)) 461万円	86万円
加入者一人当たりの 保険料の賦課対象 となる額(平成30年度)	71万円(※4) (一世帯当たり) 110万円	—(※5)	235万円(※6) (一世帯当たり(※3)) 390万円	316万円(※6) (一世帯当たり(※3)) 557万円	342万円(※6) (一世帯当たり(※3)) 643万円	71万円(※4)
加入者一人当たり 平均保険料 (平成30年度)(※7) 〈事業主負担込〉	8.8万円 (一世帯当たり) 13.7万円	17.7万円	11.7万円〈23.3万円〉 (被保険者一人当たり) 19.4万円〈38.7万円〉 健康保険料率10.00%	12.9万円〈28.4万円〉 (被保険者一人当たり) 22.8万円〈50.0万円〉 健康保険料率9.21%	14.3万円〈28.6万円〉 (被保険者一人当たり) 27.0万円〈53.9万円〉 健康保険料率9.15%	7.1万円
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の35% (※9)	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※9) (令和3年度予算ベース)	4兆3,734億円 (国3兆1,741億円)	2,397億円 (全額国費)	1兆2,357億円 (全額国費)	720億円 (全額国費)		8兆3,656億円 (国5兆3,308億円)

- (※1) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)
- 国保組合については、「市町村民税課税標準額(総所得金額等から基礎控除のほか所得控除(扶養控除、配偶者控除等)を控除した金額)」に、「基礎控除」と「基礎控除を除く所得控除(扶養控除、配偶者控除等)」(総務省「平成29年度市町村税課税状況等の調査」による「給与所得及び営業所得を受給する納税者の課税標準額」の段階別の所得控除額(基礎控除を除く)を納税義務者数で除したものを使用して試算した額)を足した参考値である。
- 協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。
- (※2) 一世帯当たりの額は加入者一人当たりの額に平均世帯人数を乗じたものである。(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。
- (※4) 旧ただし書き方式による課税標準額(保険料の算定基礎)。旧ただし書き方式は、後期高齢者医療制度や多くの市町村国保の保険料の算定基礎を計算する際に用いられている方式で、(※1)から基礎控除を差し引いたものである。
- (※5) 国保組合ごとに所得の算出方法や保険料の計算方法が大きく異なるため、記載しない。平成30年度所得調査結果における業種別の市町村民税課税標準額は、医師国保717万円、歯科医師国保236万円、薬剤師国保263万円、一般業種国保163万円、建設関係国保99万円。全体の平均額は、各組合の被保険者数を勘案して算定した額であり、262万円となっている。
- (※6) 標準報酬総額を加入者数で割ったものである。
- (※7) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。
- (※8) 令和2年度予算ベースにおける平均値。(※9) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

※令和3年3月 全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料より

(2) 国保が抱える構造的な問題

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・ 65～74歳の割合:市町村国保(38.9%)、健保組合(3.0%)
- ・ 一人あたり医療費:市町村国保(35.0万円)、健保組合(14.9万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・ 加入者一人当たり平均所得:市町村国保(84.4万円)、健保組合(207万円(推計))
- ・ 無所得世帯割合:28.4%

③ 保険料負担が重い

- ・ 加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
市町村国保(9.8%)、健保組合(5.7%) ※健保は本人負担分のみの推計値

④ 保険料(税)の収納率

- ・ 収納率:平成11年度 91.38% → 平成27年度 91.45%
- ・ 最高収納率:95.49%(島根県) ・ 最低収納率:87.44%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・ 市町村による法定外繰入額:約3,900億円 うち決算補てん等の目的:約3,000億円、繰上充用額:約960億円(平成27年度)

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・ 1716保険者中3000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・ 一人あたり医療費の都道府県内格差 最大:2.6倍(北海道) 最小:1.1倍(富山県)
- ・ 一人あたり所得の都道府県内格差 最大:22.4倍(北海道) 最小:1.2倍(福井県)
- ・ 一人当たり保険料の都道府県内格差 最大:3.6倍(長野県)※ 最小:1.3倍(長崎県)
- ※ 東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。



① 国保に対する財政支援の拡充

② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、

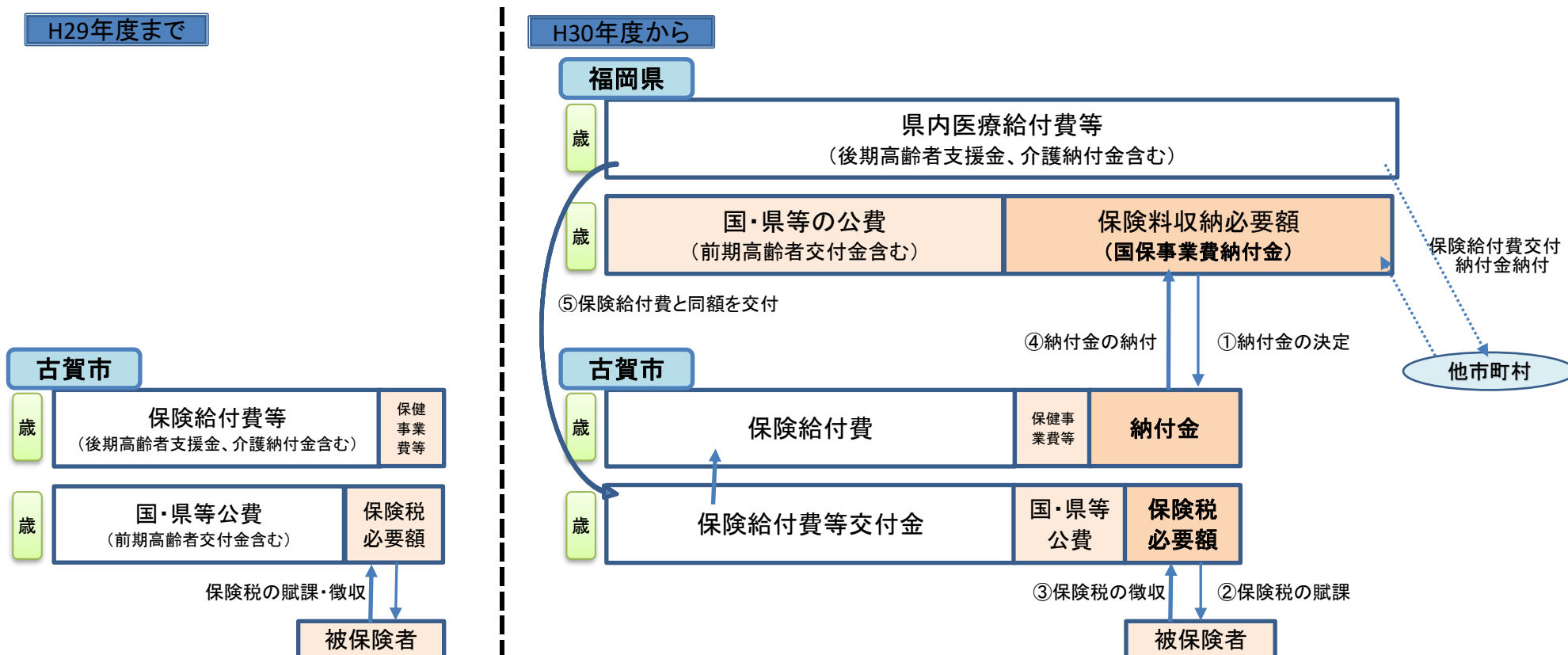
- ・ 財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
- ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討

③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

※厚生労働省資料より

(3) 国保財政の仕組み(イメージ)

- 県は、財政運営の責任主体となり、県内の医療給付費等の見込みを立て、保険料収納必要額を算定し、市町村ごとの納付金の額を決定する。(市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮)・・・下図①
- 市町村は、納付金を納付するために必要な保険税必要額を算出し、保険税率を決定、賦課・徴収し、県へ納付金を納める。・・・下図②③④
- 県は、保険給付に必要な費用を全額、市町村へ交付する。(出産育児一時金等は除く)・・・下図⑤

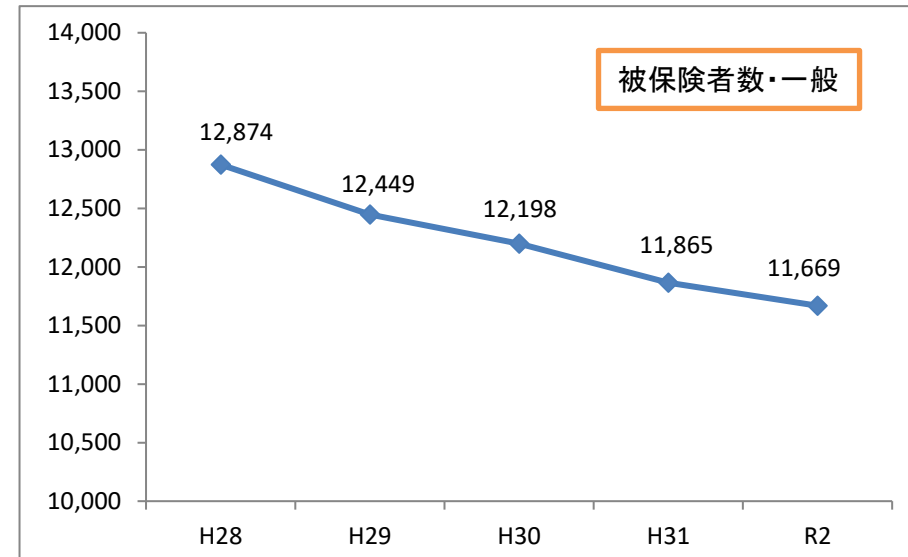


2. 古賀市国民健康保険の概要について

(1) 国民健康保険事業基礎数

区 分		令和3年度	令和2年度	増減
		見込	実績	A-B
世帯数		7,270	7,340	▲ 70
被 保 険 者 数	全体	11,450	11,669	▲ 219
	一般	11,450	11,669	▲ 219
	退職	0	0	0
	介護再掲	3,200	3,322	▲ 122

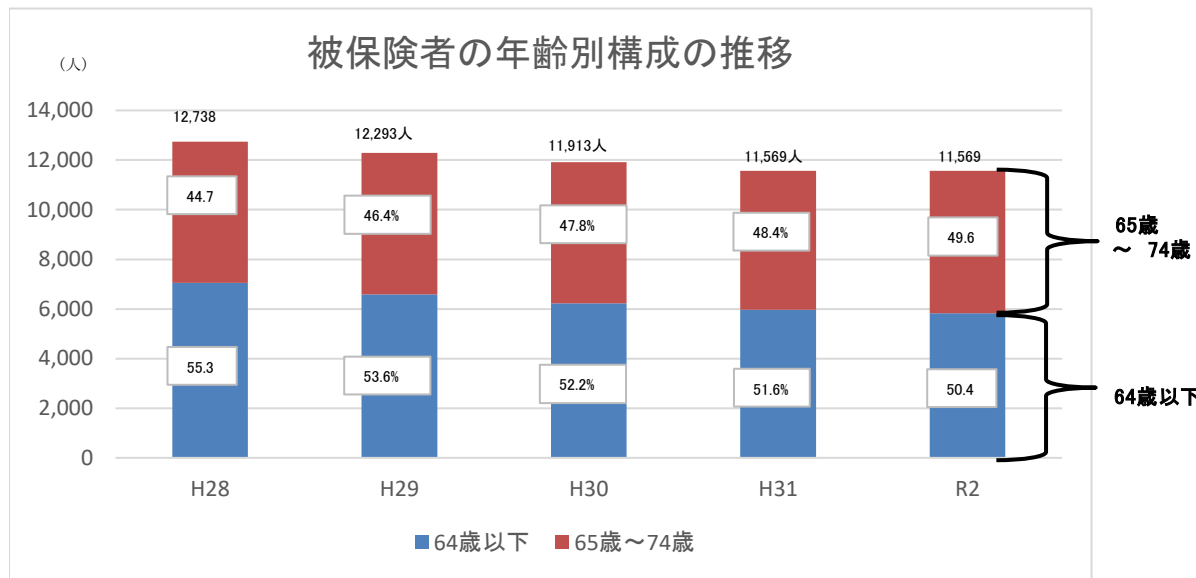
※世帯数・被保険者数は3月から翌年2月までの平均



被保険者減少の主な要因

- ・ 後期高齢者医療制度への異動増

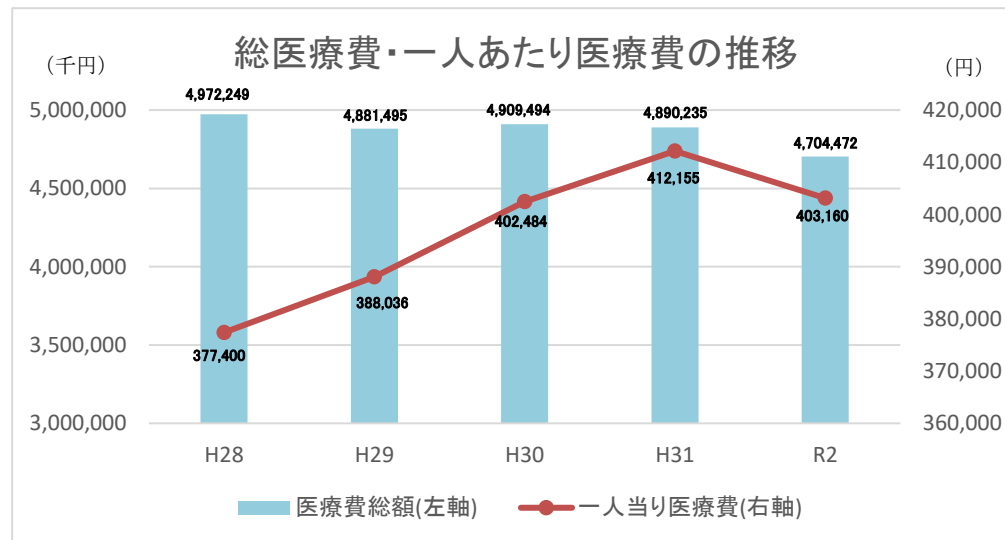
(2) 被保険者の年齢別構成の推移について



前期高齢者（65歳～74歳）の割合が増加。

※被保険者は年度末時点

(3) 医療費の現状について



一人当たりの医療費は増加傾向。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより減少。

3. 令和3年度古賀市国民健康保険特別会計当初予算について

(1) 令和3年度当初予算

歳出

(単位:千円)

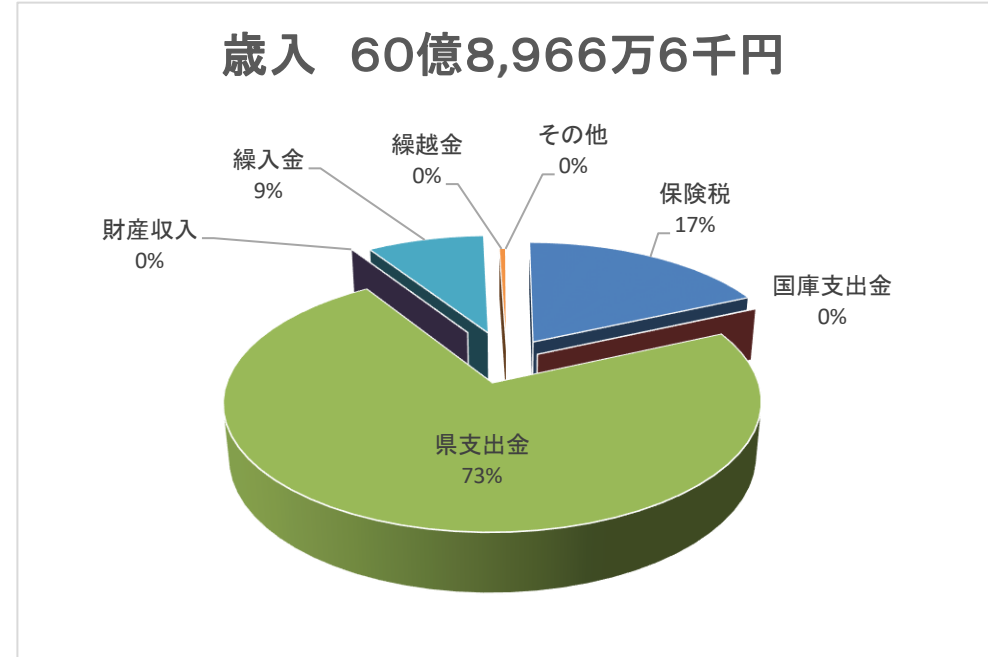
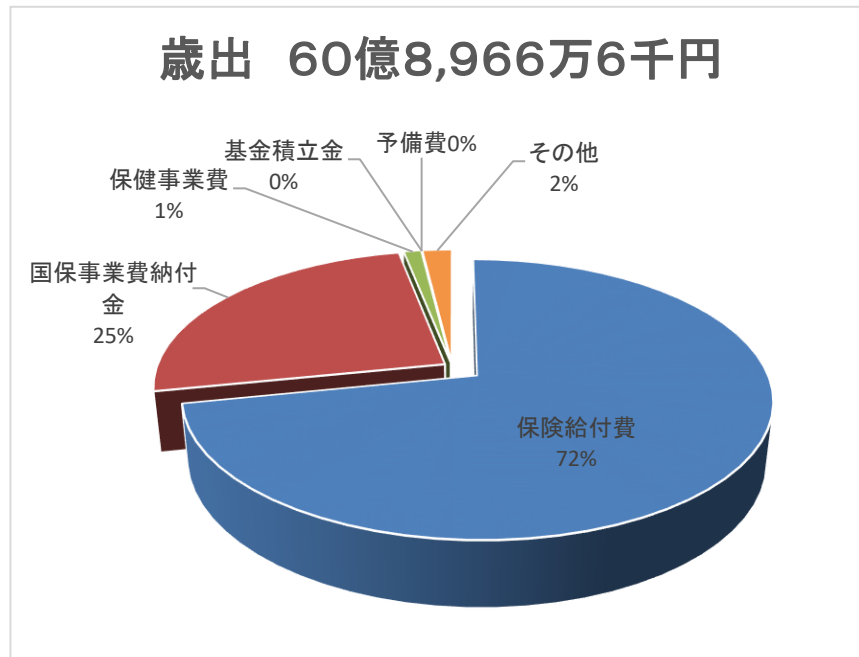
	令和3年度 当初予算 (A)	令和2年度 当初予算 (A)	増減 (A-B)	備考
保険 給 付 費	一般分	4,350,510	4,350,510	0
	退職分	0	3,120	▲ 3,120
	その他	30,710	30,460	250
	計	4,381,220	4,384,090	▲ 2,870
国保事業費納付金	1,502,700	1,531,686	▲ 28,986	・被保険者数の減等
保健事業費	69,939	68,874	1,065	
基金積立金	1,012	500	512	
予備費	2,000	2,000	0	
その他	132,795	116,415	16,380	
合 計	6,089,666	6,103,565	▲ 13,899	

歳入

(単位:千円)

	令和3年度 当初予算 (A)	令和2年度 当初予算 (A)	増減 (A-B)	備考
保 険 税	一般分	1,058,847	1,111,179	▲ 52,332
	退職分	190	263	▲ 73
	計	1,059,037	1,111,442	▲ 52,405
国庫支出金	1	2,322	▲ 2,321	
県支出金	4,462,248	4,434,101	28,147	
財産収入	1,012	500	512	
繰入金	563,213	523,400	39,813	・内、国民健康保険財 政調整基金からの取崩 し額:52,958千円
繰越金	1	27,684	▲ 27,683	
その他	4,154	4,116	38	
合 計	6,089,666	6,103,565	▲ 13,899	

(2) 令和3年度予算構成概要



- ・保険給付費 保険適用の医療のうち自己負担分を除いた費用
- ・国保事業費納付金 保険税等を財源とする県に支払う納付金
- ・保健事業費 特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
- ・基金積立金 国民健康保険財政調整基金の利子積立の経費
- ・予備費 予備費
- ・その他 職員人件費や納付書・保険証等発送等に係る事務費

- ・保険税 被保険者が負担する保険税
- ・国庫支出金 災害時等の補助金
- ・県支出金 保険給付費の全額、保険者努支援分等
- ・財産収入 国民健康保険財政調整基金の利子収入
- ・繰入金 保険税の法定軽減分、事務費等の繰入金
- ・繰越金 前年度からの繰越金
- ・その他 延滞金、第三者納付金等